

全養協通信

平成21年11月17日 発行

全国社会福祉協議会 全国児童養護施設協議会

東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

〒100-8980 TEL03-3581-6503 FAX03-3581-6509

<http://www.zenyokyo.gr.jp>

「全養協通信」は、全養協事務局から全国の児童養護施設に直送しています。

国の動き

1. 地方分権改革に関する動向に注視を ～「福祉施設最低基準の廃止・見直し」の議論が進められる～

地方分権改革・行政刷新会議の動向については、10月上旬から「福祉施設最低基準の廃止・見直し」論議が進められ、保育所関係者はもとより、福祉施設関係者にとっても、予断を許さない状況になっています。この間の概要を報告します。

◆地方分権改革推進委員会・第3次勧告で「福祉施設最低基準の廃止・見直し」を提言（10月7日）

平成21年10月7日、地方分権改革推進委員会は「第3次勧告 ～自治立法権の拡大による「地方政府」の実現へ～」(以下「第3次勧告」)を政府に提出しました。

第3次勧告では、児童福祉法上の児童福祉施設最低基準について、「廃止または(地方自治体への)条例委任」として見直しを求めました。同様に老人福祉法、介護保険法、障害者自立支援法に定める各施設の最低基準についても、「廃止または(地方自治体への)条例委任」を勧告しています。

内閣府では第3次勧告をふまえ、勧告事項について、政省令事項、法改正事項に対する各省庁の対応方針を、11月4日までに回答するよう求めました。

また同日(10月7日)の新聞記事では、総務省政務三役会議で地方分権改革において、児童福祉施設最低基準の地方への移譲を検討し、認可保育所などの設置基準を市町村が定めるように省令改正の調整を指示したとの報道がありました。

◆全社協政策委員会・「福祉施設の最低基準に関する要望書」を厚生労働省に提出(10月16日)

この動きに対し、全国保育協議会と全国保育士会は10月9日に緊急アピール「子どもの育つ環境を壊さないでください 認可保育所の最低基準の堅持を！」を取りまとめ、鳩山総理大臣等に陳情を行いました。

また、今回の最低基準の地方移譲の課題は福祉分野全般に関わる事項であり、全社協政策委員会では、「福祉施設の最低基準に関する要望書」をまとめ、厚生労働大臣等に10月16日に要望しました。

平成 21 年 10 月 16 日

厚生労働大臣 長 妻 昭 様

福祉施設の最低基準に関する要望書

社会福祉法人全国社会福祉協議会

政策委員会委員長 酒井 喜正

全国社会福祉施設経営者協議会	会長	高岡 國士
全国社会就労センター協議会	会長	近藤 正臣
全国身体障害者施設協議会	会長	伊藤 勇一
全国保育協議会	会長	小川 益丸
全国保育士会	会長	御園 愛子
全国児童養護施設協議会	会長	中田 浩
全国乳児福祉協議会	会長	長井 晶子
全国母子生活支援施設協議会	会長	兜森 和夫
全国福祉医療施設協議会	会長	高橋 信夫
全国厚生事業団体連絡協議会	会長	森 好明
全国老人クラブ連合会	会長	斎藤 十朗

- 全国社会福祉協議会は、全国各地の社会福祉協議会の中央組織として、福祉施設や民生委員など福祉を推進する各種組織とのネットワークにより、福祉サービス利用者や社会福祉関係者の連絡・調整や活動支援、各種制度の改善への取り組みなど、わが国社会福祉の増進に努めています。
- このたび、地方分権改革推進委員会「第3次勧告」（平成21年10月7日）において、国が定める「福祉施設等の最低（指定）基準」については、廃止又は条例に委任する勧告が行われました。
また、厚労相と総務相が協議し、認可保育所の設置基準について厚生省令の改正を検討する方針を確認したとの報道（平成21年10月12日）がありました。
- 「福祉施設等の最低（指定）基準」は、国民・利用者が安全かつ健康で文化的な生活を送り、全国どこでも一定の質が担保された福祉サービスを利用できるよう、最低限必要な設備等の基準として国が定めているものです。このため、「福祉施設等の最低（指定）基準」は、ナショナルミニマムとして福祉の根幹を成すものであり、廃止又は条例に委任することは、断固として反対します。

地方自治体による地域の実情を踏まえた基準は、ナショナルミニマムである最低（指定）基準に上乗せする内容で設定されることが、地方分権の本旨と考えます。

◆厚生労働省・第3次勧告への対応方針を決定（11月4日）

11月4日、厚生労働省から「地方分権改革推進委員会第3次勧告に対する厚生労働省の対応方針について」が示されました。対応方針は「施設等基準については、すべて条例に委任した上で、『人員配置基準』『居室面積基準』『人権に直結する運営基準』に限り『従うべき基準』とする」、うえて、「東京等に限り、待機児童解消までの一時的措置として、『居室面積基準』のみ『標準』とする」として、例外を設けるとの方針でした。

◆全国保育協議会、政府・厚生労働省に意見書提出（11月5日）

全国保育協議会は、厚生労働省の対応方針は地域格差を広げ、保育に必要な環境が崩れる危機との認識のもと、11月5日付で別添意見書「子どもの育ちを「ひとしく」保障してください」を取りまとめ、11月6日に鳩山総理大臣、平野官房長官および厚生労働省、総務省、内閣府(少子化担当) 政務三役に提出しました。

平成21年11月5日

厚生労働大臣 長妻 昭 様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育協議会
会長 小川 益 丸
全国保育士会
会長 御園 愛 子

子どもの育ちを「ひとしく」保障してください。

「地方分権改革推進委員会第3次勧告に対する厚生労働省の対応方針」に対する意見

11月4日に公表されました「地方分権改革推進委員会第3次勧告に対する厚生労働省の対応方針について」に対し、全国2万1千か所の認可保育所を会員とする全国保育協議会と18万5千人の保育士を会員とする全国保育士会は、60年以上にわたり子どもの育ちを支えてきた立場から、反対意見を表明します。

1. 子どもの育ちに、生まれ育つ地域によって差別があってははいけません。

子どもの育ちに必要な環境（面積や配置基準等）は、都市であれ、地方であれ異なるものではありません。子どもがその育ちを保障され、人権を守ることでできる環境を国として確保すべきです。今回の対応方針によって、地域を限り、一時的措置として、面積基準を標準化することは、子どもの育ちを生まれ育つ地域によって差別し、必要な環境を保障しないということにほかなりません。

2. 児童福祉法の理念を崩壊させることに反対します。

児童福祉法第1条では「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」としています。地域によって保育の保障に差別をもたらすことは、児童福祉法や子どもの権利条約に抵触することであり、断固反対します。

3. 待機児童の問題は、国が責任をもって財源を確保し解消すべきです。

待機児童の解消は、国が社会や国民とともに国の重要政策として取り組む課題です。地域の問題とすることで、結果として自ら住む場所や保育所を選ぶことのできない子どもたちを悪影響の犠牲とするべきではありません。

わが国全体の宝である子どもを守り育てる環境整備とそのため財源の確保は、国が責任をもって行うべきです。

◆全国保育協議会、全国保育士会、最低基準堅持について緊急要望（11月13日）

11月12日には、地方分権推進委員会の第3次勧告に関する内閣府と厚生労働省の大臣政務官折衝が行われました。折衝を受けて内閣府が出したコメントを要約すると

- 今回の地方分権改革の本旨は、待機児童解消ではなく、地域主権のための改革
- 一時的措置では地域主権のための改革とは言えない。
- 東京等に委ねられるなら、全国の自治体に委ねることも可能なはず。
- 勧告の内容に沿って、人員配置基準のうち職員の数は「標準」とし、居室面積基準等及び人権に直結する運営基準等は「参酌すべき基準」とすべき

これは11月4日、厚生労働省が出した第3次勧告への対応にかかわる見解よりもさらに厳しい、事実上の規制撤廃に等しいものです。国民が安全かつ健康で文化的な生活を送り、全国どこでも一定の質が担保された福祉サービスを利用できることをめざしたナショナルミニマムを崩壊するものです。

この結果をふまえ、全国保育協議会、全国保育士会は、再度緊急要望をとりまとめ、国・地方自治体への働きかけを進めています。

緊急報告と全保協の取り組み

11月12日に地方分権推進委員会の第3次勧告に関する内閣府と厚生労働省の大臣政務官折衝が行われました。

内閣府からの回答は、『人員配置は、合理的な理由がある地域だけ、自治体が決められるようせよ。他は面積を含め（人権に直結する基準・保育指針、調理室）、すべて委任せよ』というさらに厳しい内容でした。この最低基準をめぐる調整は、年内を目処として進められるため、今月・来月が大きな山場となります。

全保協は、生まれ育つ地域によって、子どもの育ちが差別されるとして、「時限措置であっても、地方への移譲はすべきでない」との主張をしておりますが、東京等の問題ではなく、全国の保育所の基盤を壊すさらなる危機と緊急対応を図る必要があります。

全保協組織関係者の皆様におかれましては、各都道府県・地域において、国会議員、地方自治体の首長、地方議会の議員の方に、国による最低基準の堅持について理解をいただくように働きかけをお願いします。

緊急要望

子どもの育つ保育環境を保障してください。

1. 地方分権改革推進委員会の勧告における施設等最低基準の地方自治体への委任について、断固反対します。
2. 国による保育所等の設置基準の堅持を要望します。

平成21年11月13日

社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国保育協議会 会長 小川 益丸
全国保育士会 会長 御園 愛子

◆「福祉施設最低基準廃止・見直し」につながる動きに

地方分権委員会第3次勧告では、児童福祉法さらに老人福祉法、介護保険法、障害者自立支援法等における設備・運営基準の廃止または条例委任が勧告されているため、ナショナルミニマムを崩すこうした考え方が容認されるならば、保育所のみならず社会的養護施設、全領域の社会福祉施設の規制が事実上撤廃される道を開くことになります。そのため今回の状況は、児童養護施設をはじめ、社会福祉施設全体につながりかねない動きをもっています。

全養協では、引き続き情報収集を進めるとともに、関係団体と協働して状況に応じた対応をはかります。

国の動き

2. 厚生労働省「第8回社会的養護専門委員会」開催

(11月2日)

◆児童養護施設等で実施したタイムスタディ調査の結果を報告

厚生労働省は11月2日(月)、第8回社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会を、5月の開催以来約半年ぶりに再開しました。全養協からは藤野興一副会長が委員として出席しました。

専門委員会では、厚生労働省家庭福祉課から昨年度児童養護施設で実施された「タイムスタディ調査」の結果概況報告がされるとともに、児童福祉法改正の実施状況の説明がされ、その後委員から質問や意見が出されました。

◆ケアの時間量に有意差

タイムスタディ調査の結果からは、児童養護施設において子ども一人が職員から受けるケアの時間量について、被虐待や発達障害など子どもがかかえる課題、年齢、施設形態(大舎・小舎)において有意差が生じていることが明らかになりました。

また、子どもの年齢別のケアの時間量をみると、思春期の子どもへのケア時間が少ない結果が出ていますが、藤野委員からは「思春期にある子どもは職員のそばにいる時間が少なく、学校やアルバイト等で帰りが遅い。そうした背景も含め、子どもの生活を支える面もふまえた分析が求められる」との意見が出されました。

他の委員からも、今後の分析の重要性について意見が出されるとともに、児童養護施設等職員の日常の実感と、タイムスタディ調査結果とのずれ、また負担感の背景や業務内容を調査から導き出す必要性等の意見が出されました。今回のタイムスタディ調査では、職員一人ひとりの「ケアの負担感」等に関する調査も行われていますが、今回の専門委員会での議論をふまえ、後日別途集計・公表との報告がされました。

◆委員会資料は、厚生労働省ホームページに全文掲載

タイムスタディ調査の結果をはじめ、今回の委員会資料は、厚生労働省ホームページにすべて掲載されています。

■厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/index.shtml>

「厚生労働省トップページ」→「審議会・研究会等」→「社会保障審議会」→
「児童部会社会的養護専門委員会」→「第8回資料」

3. 宮城県で「第 63 回全国児童養護施設長研究協議会」開催 (10月28日～30日)

全養協は、10月28日～30日の3日間、「第63回全国児童養護施設長研究協議会」を、宮城県松島町で、約600名の参加のもと開催しました。

大会では、「社会的養護体制における施設機能の拡充に向けて～児童養護施設の向かう先～」をテーマに、入所児童の権利擁護や職員研修、里親や他機関との連携など、4月から施行された改正児童福祉法等への対応について協議するとともに、国の社会的養護専門委員会再開に向け、子どもの養育の質の向上と、ケア単位の小規模化に向けた協議を進めました。

また、大会最終日には大会宣言を決議し、子ども家庭福祉施策・財源の拡充と、児童養護施設の職員配置の充実、自らの取り組みとあわせての子どもの権利擁護の充実に向けて、広く社会に訴えていくこととしています。

第 63 回全国児童養護施設長研究協議会 宮城大会 宣言

子どもの権利条約の国連採択から20年となり、激しく厳しく揺れ動く内外情勢を踏まえ、私たちは「第63回全国児童養護施設長研究協議会」宮城大会において、児童養護施設関係者の意のもとに、子どもを守り育むための決議を行い、その実現を広く社会へ訴えます。

1. 未来を担う子どもたちを主体に、少子化・次世代育成支援施策の確立をはかります

少子化にあって、社会全体で生まれてくるかけがえのない子どもたちの命を守り、豊かに育てるための少子化・次世代育成支援対策を国の最重要施策として確立させ、大切な子育て文化を次の世代につたえていくことが喫緊の課題であります。未来を担う子どもを主体に、国が財源を投入し、その実現をはかるよう働きかけます。とくに、子どもの貧困、児童虐待などの社会問題は、世代間の連鎖をもたらすとされ、こうした負の連鎖を断ち切るためにも、社会的養護にある子どもたちにより手厚い養育と自立支援が必要不可欠です。

1. 緊急を要する児童養護施設など社会的養護体制の施策制度の抜本的な拡充をはかります

「社会的養護」にある子どもたちは4万7千人を超え、さらにそれを超える潜在的な存在が地域社会にあります。社会と家族の変容とともに、緊急的に社会的養護を必要とする子どもたちを受けとめて養育を担う児童養護施設はますます厳しい実態にあり、状況は深刻化を呈しています。とくに、子ども一人ひとりに向き合って養育を進めていく必要があります。そのためには、戦後まもなく保護収容体制として定めた職員配置や施設設置基準などを、今日的な社会的養護の理念のもとに、養育の質の向上と機能を高めるよう制度改革を緊急に実現することが必要です。

1. 児童養護施設の生活と養育単位の小規模化、および施設最低基準の抜本的な改善をはかります

入所している6割の子どもが被虐待、障害のある子どもが2割以上との状況に、子どもの発達にそくした個別的な養育の質の向上が必要です。とくに生活環境と養育単位の小規模化を、社会的養護体制の優先課題として実現しなければなりません。現状、児童養護施設の七割ほどが大舎制施設です。さらなる国や地方公共団体の積極的な判断と財源投入を働きかけるとともに、児童養護施設関係者自らがその実現に取り組みます。そのためには、子どもを豊かに育み、日々の生活のいとなみに相応しい児童福祉施設等の質的量的な基盤整備が不可欠です。

とりわけ、子ども一人あたり 3.3㎡の居住面積、子ども 6 人に対する職員 1 人の職員配置(1 日 24 時間、365 日の対応)など、児童福祉施設最低基準の抜本的改善を早急を実現するよう取り組みます。

1. 国と地方公共団体の責任による児童福祉施設最低基準、措置制度の堅持を求めます

地方分権の動きにおいて逼迫する地方財政にゆだねることなく、どこに生まれても子どもの育つ環境を確保するためには、ナショナルミニマムとして児童福祉最低基準、被虐待児やDV被害の母子などの措置制度は堅持すべきです。児童福祉の市場化や契約はなじまないものと反対します。社会的養護体制を子どもの最善の利益を追求するものとして国の財源投入を求め、さらなる改革を緊急に働きかけます。

1. 引き続き社会から負託された子どもたちの権利擁護と自らの自己改革に努めます

私たちは引き続き、施設内での子どもの権利侵害防止の取り組みを強化し、全組織をあげて自己改革に努めるとともに、子どもたちの権利擁護をはかります。また、地方公共団体の「次世代育成支援後期行動計画」策定と施行に向けて主体的に関わり、「要保護児童対策地域協議会」への積極的関与に努め、未来ある子どもたちのために、より一層の福祉の増進のために努力を続けます。

平成 21 年 10 月 30 日 全国児童養護施設協議会

上記大会宣言は、全養協ホームページに掲載していますので、必要な際にはダウンロードをして活用ください。

全養協ホームページ <http://www.zenyokyo.gr.jp/>

全養協の動き

4. 「子どもを守り育む全国フォーラム」開催 ～子ども家庭政策の実現を提言しました～ (11月5日)

全社協では、全養協など児童福祉種別協議会（全国児童養護施設協議会、全国乳児福祉協議会、全国母子生活支援施設協議会、全国保育協議会、全国保育士会）と共催で、「子どもを守り育む全国フォーラム」を11月5日に開催し、関係団体の後援のもと250名が参加しました。

フォーラムの第1部「子ども家庭福祉現場からの緊急提言」では、保育所、学童保育、乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設、里親の方々が、地域子育て支援から社会的養護の現状と課題について報告・提言を行いました。また第2部「政策実現フォーラム」では、わが国が実現すべき子ども家庭福祉施策について議論を進めました。

フォーラムの終了時には、参加者により「子どもを守り育む全国フォーラム アピール」を決議しました（次ページに全文掲載）。

子どもの最善の利益のもとに子ども家庭政策を実現させる緊急アピール

今を生きるすべての子どもは命を守られ、その生存と発達の権利を享受される主体です。さらに地域社会や家庭生活を基盤として豊かな「子育て文化」を次世代にしっかりと伝えていかなければなりません。しかしながら、わが国は、子育てがしづらい社会となってきています。「子育てに自信がない、不安がある」という保護者（親）の悩みや負担感、さらには児童虐待や家庭内暴力などの社会問題が増え続けています。

人間の基本的ないとなみである子育ては、本来子どもの成長に親が豊かさを感じていくものです。今こそ「子どもは社会の宝として、子育てを社会全体で支えていく」という国民の意識改革のもとに、人間の尊厳と生きる権利を保障する総合的な国の少子化・次世代育成施策の実現を喫緊の重要政策として確立させていくことが必要です。

私たち児童福祉関係者は、今日的な子ども家庭福祉への要請をうけとめ、自らの社会的な使命と責任を再確認するとともに、わが国の未来を担う子どもたちのために、子ども家庭政策の確立と財源投入の実現を強く要求し、ここに国と社会に向け提言を行うものです。

1. 未来を担う子どもを豊かに育むための包括的な子ども家庭政策の確立は必要不可欠です

包括的・継続的な子ども家庭政策は、子どもの権利の保障と子どもの最善の利益を実現するものでなければなりません。少子化は「日本の将来の危機」との認識のもとに、国の責任をもって子ども家庭政策を確立させ、大幅な財源投入をはかるべきです。さらに、子育て家庭の生活と働きの調和を実現するための社会システムを確立すべきです。

1. すべての子どもを対象とする保育・子育て支援の質的量的な基盤整備が必要不可欠です

家庭は子どもの育みと発達です。保護者（親）がその責任をはたすために必要とされる公的な保育と子育て支援策をすべての子どもを対象に利用できるように保障するべきです。そのためには、国が大幅な財源投入をはかり、国の福祉施設最低基準を引き上げて、質の確保と量の拡大を図る基盤整備を緊急にはかるべきです。また、最低基準はナショナルミニマムとして福祉の根幹をなすものであり、最低基準廃止または地方自治体の条例に委任することは断固反対します。

1. 子どもの命を守り育むための社会的養護体制の抜本的な整備が必要不可欠です

顕在化する子ども虐待や家庭内暴力、子どもの貧困化など厳しい社会問題に対しての人権擁護とセーフティーネットを確立させることが急務です。とくに厳しい状況にある子どもたちをうけとめ育む児童福祉施設等社会的養護体制は、養育の質や専門機能の向上のための職員配置基準などの拡充が急務な課題です。緊急かつ抜本的な整備、改善をはかるべきです。

1. 国民の理解のもとに、子ども家庭施策への財源投入が必要不可欠です

国は、子ども家庭施策の理念とその将来像を明らかにするメッセージを国民に伝え、その社会資源の基盤整備のために財源確保をはかり、公的資金を投入するべきです。

平成 21 年 11 月 5 日

子どもを守り育む全国フォーラム
社会福祉法人 全国社会福祉協議会

アピール文は、全養協ホームページに掲載しています。

5. 厚生労働省・新型インフルエンザワクチン接種に関して、都道府県等に文書連絡(11月13日)

◆新型インフルエンザワクチン接種は、措置費の医療費として支出

厚生労働省は11月13日、雇用均等・児童家庭局総務課長名で「児童福祉施設における新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチンの接種について」を、別添のとおり、各都道府県・指定都市・中核市児童福祉主管部(局)長あて連絡しました。

児童養護施設関係においては、速やかな保護者への意思確認を求めるとともに、ワクチン接種費用については、措置費の医療費から支出することとしています。

お知らせ

6. (株)ジャパンエナジーほか関係団体 奨学助成の原資として全社協に2,300万円を寄付(11月13日)

◆7年目を迎える「JOMO奨学助成事業」の原資として活用いたします

11月13日、株式会社ジャパンエナジー(JOMO)が社会貢献活動として長年にわたり取り組んでいる「JOMO童話賞」の授賞式が開催され、全社協に2,300万円の寄付金が贈呈されました。

第40回目を迎えた「JOMO童話賞」は、毎年「心のふれあい」をテーマに一般公募によりオリジナル創作童話を募集し、入賞作品を「童話の花束」という一冊の本にまとめて、全国の社会福祉施設等に寄贈しています。さらに「童話の花束」は、全国JOMO会(JOMOステーションを運営している特約店の全国組織)全国LPガスJOMO会(LPガス特約店の全国組織)等が買い上げられ、その売上金のすべてを「JOMO童話基金」に組み入れ、毎年社会福祉法人全国社会福祉協議会に寄付いただいています。「JOMO奨学助成事業」は、この寄付金をもとに児童養護施設、母子生活支援施設、里親家庭の児童を対象に実施しており、平成21年度で7年目を迎えます。

本奨学金制度を実施した平成15年から、昨年度平成20年度までの6年間で、児童養護施設を退所して進学した児童1,125名、母子生活支援施設を退所して進学した児童291名に奨学金を助成し、子どもたちの自立支援を進めています。さらに平成18年度からは里親家庭への奨学助成も進め、3年間で137名に奨学金を助成しており、助成者の合計は1,553名となっています。

◆JOMO奨学助成事業、12月下旬をめどに案内

本年度の「JOMO奨学助成事業」にかかわる実施要項は、12月下旬をめどに、全国の児童養護施設に直接ご案内いたします。対象となる方に、ぜひご活用をはかられるようお願いいたします。なお、実施要綱・申込用紙は全養協ホームページにも掲載いたします。

7. 児童養護施設職員を対象とした研修にぜひ参加ください

各研修会とも、12月に各児童養護施設に直接開催要綱をお送りするとともに、全国児童養護施設協議会ホームページに掲載します。ぜひ参加をご検討ください。

◆「全国児童養護施設中堅職員研修会」

全国児童養護施設協議会が主催し、中堅職員を対象にスーパービジョンの実践を学びます。

日 程 2010年2月4日(木)～6日(土)

会 場 国立オリンピック記念青少年総合センター(東京都渋谷区)

◆「平成21年度ファミリーソーシャルワーク研修会」

全国社会福祉協議会が主催し、全養協、全乳協、全母協が共催して、ファミリーソーシャルワーカーとしての実践と知識・技術を学びます。

日 程 2010年1月21日(木)～22日(金)

会 場 全社協・灘尾ホールほか(東京都千代田区)